

平成 28 年度第 2 回新潟市環境影響評価審査会

議 事 概 要

- 1 日 時 平成 28 年 10 月 3 日 (月) 午後 2 時から
- 2 会 場 新潟市役所 本館 6 階 講堂
- 3 出席者 別紙名簿参照

< 議題 1 >

新潟市環境影響評価配慮指針及び技術指針の改正について

事務局

次の資料に基づき説明

- 資料 1 新潟市環境影響評価配慮指針及び技術指針の改正にかかる委員質問・意見一覧
- 資料 2 新潟市環境影響評価配慮指針 (案)
- 資料 3 新潟市環境影響評価技術指針 (案)
- 資料 4 別表第 1 参考項目案 (第 1 回審査会からの変更箇所抜粋)
- 資料 5 別表第 2 参考手法案 (第 1 回審査会からの変更箇所抜粋)

< 質疑等 >

藤堂委員

No.1 から No.5 までの意見については、私から出した意見です。No.1, No.2 について、放射線の影響評価に関する意見を踏まえた修正をいただき、ありがとうございました。放射性物質に関する懸念は少し小さくなったと思います。

No.3 に関しまして、基準値等を示すことは難しいという回答について、了解いたしました。ただこの回答に挙げられている数値に関しまして、原発事故前の一般公証の被ばく線量の目安が $1\text{mSv}/\text{年}$ であり、これを採用するかどうかでこれまで社会的な議論があったことはよくご存知だと思いますので、この回答に書いてある数字は単に例示されているだけだと思いますが、もしこの 20mSv が「相当程度」の基準だと解釈されるのであれば、かなり懸念があります。年間の自然放射線の被ばく線量は 1.4mSv ぐらいですから、人為起源の放射線による被ばく線量を自然放射と同じぐらいならいいのではという考えも、科学的根拠の面であやしい面もあるかと思いますが、それでも低めに設定した考え方だと思います。

要するに、ここで例示されている 20mSv や 50mSv という数値が「相当制度」に該当することではないということを確認したいと思います。

No.4 に関しまして、お答えのとおり、住民からの意見も配慮し、市長意見を出されるということで、了解いたしました。

No.5 について、政策の運営コストを、「事業者に負担がかかる」という言い方で、政策をゆるく適用しようという考え方だと、責任の所在が曖昧になるのではないかと考え、敢えて意見を申し上げました。日本は公害の歴史等を踏まえているわけですが、それでも、人為的な事業によって環境に損失を生じた場合に、それに対する対策を行う

こと自体が費用であるという考え方をした場合、社会的な環境上の公害が発生した場合、この場合は放射能汚染の話ですが、対策がより少ない方が最適であるというような判断がされてしまうおそれがあります。

つまり、事業者に負担がかかるから対策は少なくした方がいい、というような判断につながりかねないと思いますので、この会議の場で事業者の負担を考慮して議論してしまうと、まわりまわって社会的なコストが大きくなるという結果を招きかねないということで意見を書かせていただきました。

渡辺課長

No.3の回答について、回答に参考として示している20mSvは、「相当程度」の基準として定めているものではございません。あくまでも1mSvという数字で環境影響評価の中では考えていかなければならないと考えています。

藤堂委員

漏れてしまいましたが、NO.1の回答について、『放射能濃度』と明記することで核種単位の数値を考慮する旨」と回答にあります。が、「考慮する旨」といった場合、実際にどのような運用をされるかは、その場でどの程度影響があるかを事業者とのやりとりのなかで詰めていくということですが、それでよろしいかと思えます。

今泉委員

No.3とNo.5について意見を述べさせていただきます。No.3について「空間線量」というのを年間20mSv以下と書いてあるのですが、これは1年間測定するというわけではなくて、1時間とか1日で測定して、それを一年分になるよう按分して計算するという意味でよろしいでしょうか。1年間計算するというわけではないですね。

渡辺課長

おっしゃるとおりです。

今泉委員

No.5について、通常のごみの中にも自然放射性物質は含まれています。それが焼却されるとかなりの体積減縮になりますが、焼かれても放射性物質はなくなるわけではなく、濃縮されます。そうした場合はすべて事業者の負担なのかというと、少しどうかという点がありますので、この場合は核種分析をして由来源を特定した方がいいと思えます。

また、No.6に関して、今回提示した内容で十分だと思います。事案が出た際に柔軟に対応を行うということですので、あまり厳しい形で作成しても仕方がありませんので、これでいいのではないかと思います。

また、No.5について「検討すべきものとして考えます。」という記載の付帯事項として、「放射性物質が検出された際は、どういった核種であるかから判断する」というような記載を加えるといいと考えます。

渡辺課長

当該案件が生じた場合は、いただいたご提案のとおり対応したいと思います。

及川会長

委員から出た意見を踏まえ、参考項目、参考手法についても修正を行っていますが、手法等についてもご意見はありませんか。

岩瀬委員

方法書が出た段階で手法を議論すればいいのではないかと思います。どこまで調査・予測・評価をやらなければいけないかは、実際の方法書が出た段階で審査できればよいと考えます。

及川会長

修正事項について委員の皆様から確認いただいたということで、議題1について、審査会からの確認を得たことといたします。

事務局

(今後のスケジュールについて事務局より説明)

及川会長

本日の環境影響評価審査会をもちまして、パブリックコメントに入るといいます。

今泉委員

指針でここまでしっかり記載しているのは、全国的にもかなり先進的になるのではないかと思います。

藤堂委員

「相当程度」に関して、事務局の回答に私は納得しましたが、パブリックコメントを行った際に、具体的な相当程度の数値や市民からたとえば20m S v以下の数値であっても不安であるといった意見をいただいた場合、誰がどのようにして判断を行うのか、どのような運用を行うのかお聞きしたいと思います。

岩瀬委員

今のご意見は、環境施策についての話で、今回の改正はあくまで環境影響評価配慮指針、技術指針についてのものですから、いまのようなご意見は出ないのではないかと思います。

及川会長

藤堂委員のご質問は、ご質問というより、ご意見として、そうした場合のことも考えておいた方がいいということで、事務局は受け止めていただきたいと思います。

金内課長

アセス手続きの中で住民意見をいただいた際には、審査会にもお示ししたうえで、市長意見を出すという形で運用したいと考えています。

及川会長

もしパブリックコメントの中で、大きな疑問、問題点が出た場合、修正しなければならぬ案件が出た場合、必要であれば審査会委員へ意見照会や会議の開催を行うということでしょうか。

金内課長

そのように考えております。

藤堂委員

過去の議事録はホームページに公開する際に、個人名は伏せてすべて「委員」となっていますが、会議の発言者を、この発言はどの委員かということも言ってもよいのでしょうか。

金内課長

ホームページには委員名簿や資料については出させていただいておりますが、議事録においては出しておりません。

藤堂委員

ホームページの議事録で委員名を公表していないのは、公表しないことになっているから「委員」となっているのか、単に会議の際に公表する旨確認をとっていないから一応「委員」となっているのか、公的な委員会で公的に発言しているから基本的には各委員の発言を引用しても構わないと考えておりますが、判断がつきかねたので、お聞きしました。

金内課長

現状のままでよいか、委員名を公表した形で掲載してよいか確認をさせていただきたいと思います。

及川会長

以上で意見は出尽くしたかと思しますので、進行を事務局にお返しします。

金内課長

この度の改正については、昨年度、国の環境影響評価法の改正を受けた新潟市の環境影響評価条例の改正に伴い、今年度に入りまして、環境影響評価配慮指針、技術指針について委員より議論いただきました。ありがとうございました。

12月議会においてパブリックコメントの実施を報告したのち、パブリックコメントを行います。何か問題等が起こった場合、委員の皆様へご協力をいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

議事終了